

平成24年5月号

e~ろうむ.net  
(いい労働)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503

e-mail：info@e-606.net

(今年度比5%増)になるとする推計結果を発表した。社会保障費を賄う負担は2012年度の101兆円から2025年度に146兆円(推計)に膨らむ見通し。

●働く障害者の過半数が年収「100万円以下」(4月27日)

働く障害者のうち、年収(障害年金や賃金の合算額)が「100万円以下」の人が全体の約56%となっていることが、障害者団体(きょうされん)が約1万人を対象に行った調査でわかった。「100万円超～200万円以下」の人は約43%、「200万円超」の人は約1%で、障害年金などだけでは暮らせずに生活保護を受ける人は約10%だった。

## 5月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出

<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

31日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## 「有期労働契約」が変わる？労働契約法改正の動向

### ◆改正案が閣議決定

先日、「労働契約法改正案」が閣議決定されました。今から注目しておきましょう。

### ◆改正案のポイント

この改正案のポイントは、次の通りです。

(1) 5年を超えて反復更新された有期労働契約について、労働者からの申込みがあれば期間の定めのない労働契約へ転換させる仕組みの導入

(2) 「雇止め法理」の法制化

(3) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

### ◆具体的な内容

まず(1)については、原則、反復更新により有期の労働契約が5年を超える場合が対象です。

次に(2)の「雇止め法理」は、有期労働契約を繰り返し更新することにより期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態となっている(あるいは有期労働契約の期間満了後も雇用が継続されている)等により、有期雇用労働者の雇用関係継続への合理的な期待が認められるときに、雇止めを行う際には合理的な理由が必要となることです。

また、(3)は、期間の定めがあることによって、有期契約労働者の労働条件が無期契約労働者の労働条件と相違する場合に、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮し、不合理と認められるものであってはならないというものです。

## 今年の新入社員はどんなタイプ？

### ◆平成24年4月入社の新入社員

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」では、平成24年4月入社の新入社員の特徴をまとめました。

この研究会は学識経験者などで構成されており、就職・採用環境の動向等についての調査研究を行い、その年の新入社員の特徴をネーミングすることが恒例となっています。

### ◆『奇跡の一本松型』

発表された今年の新入社員のタイプは、『奇跡の一本松型』とのことです。『奇跡の一本松』(岩手県陸前高田市)とは、東日本大震災で発生した巨大津波にも耐えて生き残った松のことであり、復興に向けて多くの人に勇気を与えていると話題になりました。

なお、平成18年～23年のネーミングは以下の通りです。

・平成18年『ブログ型』...ネット上での交流で、他者に自己認知や共感を求めたが一方で、他人の評価で萎縮しやすい傾向がある。

・平成19年『デイトレーダー型』...就職しても細かい損得勘定でネットを活用して銘柄(会社)を物色し続け、売買を繰り返す(転職)おそれあり。

・平成20年『カーリング型』...ブラシでこすり続けねば、止まったり方向違いとなったりのおそれあり。先行き不安の試合展開は本人の意志(石)次第。

・平成21年『エコバック型』...小さくためて便利だが(エコ)、使うときには大きく広げる(育成する)必要がある。

・平成22年『ETC型』...IT活用には長けているが、人との直接的な対話がなくなるのが心配。

・平成23年『はやぶさ型』...東日本大震災の発生により発表は見送り。

## □■ 最近の動き □■□■□■□■□■

●大企業の健保組合 4割程度が保険料率引上げへ(4月11日)

2012年度中に保険料率の引上げを実施する健康保険組合(主に大企業)は、約1,400のうち4割程度に達する見込みとなっていることが、健康保険組合連合会の調べで明らかになった。現役世代の減少と高齢者医療の増加等の影響によるもの。

●社会保険料 2025年度には年収の3割超(4月17日)

厚生労働省は、2025年度における一般的な会社員1人あたりの社会保険料(労使合計)は、収入の30.2%

## 当事務所より一言

新入社員のネーミング発表については、毎年注目しております。時代に沿っており、また改めて見るとユニークな一面もあって感心もしています。今年度の若手社員たちの成長も楽しみですね！